

4/2 ~ 4/15 まで

屋外広告物法(昭和24年法律第189号)第7条第4項の規定に基づき除却した広告物は次のとおりである。

大分市屋外広告物条例(平成8年大分市条例第37号)第17条の2の規定に基づき、保管物件一覧簿は、大分市都市計画部まちなみ企画課に備えおいて、関係者の求めに応じ閲覧に供する。

令和 8 年 4 月 2 日

大分市長 足立 信也



除却日	放置されていた場所 (路線名等)	広告物の名称 (種類)	数量	保管開始年月日	保管場所
令和8年3月3日	古ヶ鶴一丁目	立看板	4	令和8年3月3日	大分市府内町1丁目1-1 トヨタカロー大分祝祭の 広場 倉庫
令和8年3月19日	田尻	はり札	11	令和8年3月19日	大分市府内町1丁目1-1 トヨタカロー大分祝祭の 広場 倉庫